

## 令和元年度第3回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年6月5日(水)午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 三次市役所 6階 601号室

3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 近藤 幸恵	6番 田村 弘文	7番 寺重 茂晴	8番 西田 峯雄
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 平田 真一	14番 廣瀬 勝秀	15番 福田 博之	16番 藤川 範雄
17番 箕田 英紀	18番 向井 泰治	19番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第11号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第12号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

報告第13号 非農地証明願承認

報告第14号 農地転用(農業用施設)届出

議案第14号 農地法第3条

議案第15号 農地法第5条第1項

議案第16号 農用地利用集積計画

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和元年度第3回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、向井委員・桃田委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和元年度第3回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 11 号から報告第 14 号までの 4 件です。

議案が、議案第 14 号から議案第 17 号までの 4 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 11 号から報告第 14 号について事務局から順次説明を求めます。

係 長 報告第 11 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 3 件ご報告いたします。

内容は、5 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、議案書の 1 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 12 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 3 件ご報告いたします。

内容は、5 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、議案書の 2 ページから 3 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 13 号「非農地証明願承認」について 6 件ご報告いたします。

申請番号 1 土地の所在が、西河内町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 現況地目は、すべて山林で、面積の合計が 3,591 m<sup>2</sup>、申請人が、西河内町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、昭和 44 年頃に永年性転作で杉などを植林、山林化し現在に至っています。

申請番号 2 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 現況地目は、すべて山林で、面積の合計が 1,260 m<sup>2</sup>、申請人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、20 年以上前に耕作放棄、山林化し現在に至っています。

申請番号 3 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 現況地目は、宅地で、面積の合計が 403 m<sup>2</sup>、申請人が、十日市東\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、平成 6 年頃から建物敷地として利用、現在に至っています。

申請番号 4 土地の所在が、甲奴町本郷\_\_\_\_\_, 現況地目は、原野で、面積が 1,359 m<sup>2</sup>、申請人が、甲奴町本郷\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、30 年以上前から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 5 土地の所在が、甲奴町本郷\_\_\_\_\_, 現況地目は、原野で、面積が 1,220 m<sup>2</sup>、申請人が、甲奴町西野\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、30 年以上前から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 6 土地の所在が、甲奴町本郷\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 現況地目は、原野で、面積の合計が 1,678 m<sup>2</sup>、申請人が、愛知県岡崎市橋目町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、昭和 55 年頃に耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告第 14 号「農地転用（農業用施設）届出」について 2 件ご報告いたします。

申請番号 1 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 30 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 転用目的は、農業用倉庫の建築です。

申請番号 2 土地の所在が、和知町●●●●, 地目は田で、面積が 656 m<sup>2</sup>の内 80 m<sup>2</sup>, 申請人が、和知町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 転用目的は、農業用倉庫の建築です。報告については以上です。

議長 報告第 11 号から第 14 号を報告いたしました。  
報告 4 件について、質問があればどうぞ。

(質問なし)

議長 議案第 14 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係長 議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 8 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 19 土地の所在が、三和町羽出庭\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて畑で、面積の合計が 311 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三和町羽出庭\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、三和町羽出庭\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 11,929 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は退職後耕作をされていましたが、高齢で管理が難しくなったため、隣家の譲受人に譲渡を申し入れ、譲受人も経営規模拡大を考え話がまとまったものです。周辺との調和の問題はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 19 を決めます。  
次に申請番号 20 の説明を求めます。

係長 申請番号 20 土地の所在が、甲奴町有田\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,605 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、呉市押込\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、甲奴町有田\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、本件農地を合わせて譲受人 3,844 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は遠方に住んでおり耕作が困難となっていました。譲受人は麦、そばの植え付けを検討されています。周辺農地への影響はありません。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 20 を決めます。  
次に申請番号 21 の説明を求めます。

係 長 申請番号 21 土地の所在が、海渡町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 9,191 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、東京都八王子市長沼町, ●●●●さん, 譲受人が、三次町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、原則、1 年以内に自ら耕作しない場合の所有権移転は認められていませんが、本件は、農地所有適格法人の構成員に所有権を移転し、従前と同様に同一法人に利用権を設定するものであり、自ら耕作が可能となる時期に関わらず、所有権移転が例外的に認められているものです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

13 番 両者は姉弟で、譲受人に贈与して、切れ目なく同一法人に預けるものです。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 21 を決めます。  
次に申請番号 22 の説明を求めます。

係 長 申請番号 22 土地の所在が、栗屋町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,170 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、栗屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、栗屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 7,285 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 申請地は譲受人の隣地です。譲渡人は所有農地の処分をしたい、譲受人は規模拡大したいということで話がまとまり申請となりました。譲受人の所有農地は耕作されており問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 22 を決めます。  
次に申請番号 23 の説明を求めます。

係 長 申請番号 23 土地の所在が、高杉町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 355 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、東京都西東京市南町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、東酒屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
なお、申請地は、空き家情報バンクに登録された空き家に付随する農地であり、農地法施行規則第 17 条第 2 項の基準に基づき、別段の面積を 1 アールに設定した区域です。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 申請地は空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、譲受人は新規営農で、自家消費野菜を栽培される予定です。妻の実家が近いため、農業用機械、指導を受けながら農業をされます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 23 を決めます。  
次に申請番号 24 の説明を求めます。

係 長 申請番号 24 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 2,446 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、庄原市中本町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 19,345.1 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は今年まで耕作されていますが、水利の問題など耕作が困難になってきており、今回話がまとまり売買となりました。譲受人は周辺農地を耕作されており問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 24 を決めます。  
次に申請番号 25 の説明を求めます。

係 長 申請番号 25 土地の所在が、三和町羽出庭\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 150 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、群馬県館林市成島町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、三和町羽出庭\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 10,240 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は群馬県に住まわれているため、譲渡を考えられ、譲受人は経営拡大を考えられていました。譲受人の所有農地は全て耕作されており、周辺との調和も問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 26 を決めます。  
次に申請番号 27 の説明を求めます。

係 長 申請番号 26 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 417 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、十日市東\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、南畑敷町\_\_\_\_\_, ●●●●●さん, 譲受人は新規営農、申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
なお、申請地は、空き家情報バンクに登録された空き家に付随する農地であり、農地法施行規則第 17 条第 2 項の基準に基づき、別段の面積を 1 アールに設定した区域です。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は空き家バンクに付随した農地で、譲受人は自家消費野菜を栽培されます。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。  
議案第 14 号「農地法第 3 条」については、申請番号 19 から申請番号 26 までを異議なしと決めます。  
議案第 15 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 15 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 10 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 15 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 368 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、畠敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地への耕作の意思がなく、売買がまとまりました。排水対策、周辺農地への影響は問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 15 を決めます。  
次に申請番号 16 の説明を求めます。

係 長 申請番号 16 土地の所在が、三次町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 174 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三次町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、三次町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、駐車場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 申請地は、今まで、借り受けて駐車場として利用されてきたということで始末書が提出されています。この度購入して、引き続き駐車場として利用されます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 16 を決めます。  
申請番号 17 から申請番号 20 までは関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 17 から申請番号 20 の申請地は隣接しており、申請内容は、何れも太陽光発電施設の設置です。

申請番号 17 土地の所在が、三原町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,566 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三原町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、茨城県筑西市舟生\_\_\_\_\_, ●●●●合同会社です。

申請番号 18 土地の所在が、三原町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,209 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三原町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、茨城県筑西市舟生\_\_\_\_\_, ●●●●合同会社です。

申請番号 19 土地の所在が、三原町\_\_\_\_\_, 現況地目は宅地で、面積が 1,848 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、十日市東\_\_\_\_\_, ●●●●さんと、三原町\_\_\_\_\_, ●●●●さんで、持分はそれぞれ、559分の409と、559分の150, 譲受人が、茨城県筑西市舟生\_\_\_\_\_, ●●●●株式会社です。

申請番号 20 土地の所在が、三原町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 945 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三原町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、茨城県筑西市舟生\_\_\_\_\_, ●●●●合同会社です。

本 4 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 申請地は減反により不作付けとなっていました。ここに太陽光発電を設置されるものです。排水対策、除草対策は問題ありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。

7 番 会社名が別で、同一住所の会社から 4 件申請がでているのはどういうことか。

事務局 分けられている理由は不明であるが、別人格の会社から申請がされており問題ないものと判断しています。

8 番 4 事業とも農地の面積が違うのに、事業内容が同じなのはなぜか。

事務局 詳細な説明は受けていませんが、買取発電容量に合わせた事業内容になっていると判断しています。

15 番 余白部分の活用方法について教えてください。

事務局 関連会社であるため、維持管理について余白の大きい農地を活用して作業されます。

議 長 それではよろしいですか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 17 から 20 を決めます。  
次に申請番号 21 の説明を求めます。

係 長 申請番号 21 土地の所在が、南畑敷町\_\_\_\_\_, 現況地目は宅地で、面積が 7.66 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、南畑敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、三次町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、宅地分譲です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地の隣地を株式会社●●●●が宅地造成しようとしたところ、道路拡張による残地として申請地が残っていることが判明して申請となりました。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 21 を決めます。  
次に申請番号 22 の説明を求めます。

係 長 申請番号 22 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 464 m<sup>2</sup>, 仮換地面積 359 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんと、畠敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さんで、申請内容は一般住宅の建築です。  
申請地は、土地区画整理事業の施行地区内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は、三良坂土地区画整理事業用地内の農地で、事業計画に沿った転用内容のため問題ないものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 22 を決めます。  
次に申請番号 23 の説明を求めます。

係 長 申請番号 23 土地の所在が、十日市南\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 264 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、東京都葛飾区立石\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、広島市安芸区矢野町\_\_\_\_\_, ●●●●さんと、十日市西\_\_\_\_\_, ●●●●さんで、持分がそれぞれ 2 分の 1, 申請内容は、一般住宅の建築です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲受人は申請地を買い受けて住宅を建築されるものです。他の農地への影響はありません。排水対策も問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 23 を決めます。

次に申請番号 24 の説明を求めます。

係 長 申請番号 24 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 仮換地地番\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,378 m<sup>2</sup>, 仮換地面積の合計 1,648 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、広島市佐伯区美鈴が丘東\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、三次町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は宅地分譲です。

申請地は、土地区画整理事業の施行地区内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は三良坂土地区画整理事業用地内の農地で、高齢で、遠方に住まわれているため管理が難しくなり、株式会社●●●●に譲渡して宅地分譲するものです。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 15 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 15 から申請番号 24 までを異議なしと決めます。

議案第 16 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 16 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書 24 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、8 件で 24,945 m<sup>2</sup>, 農地中間管理権の取得にともなうものが、12 件で 33,852 m<sup>2</sup>, 合計が、20 件で 58,797 m<sup>2</sup>です。

各申請については議案書の 13 ページから 23 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 審議を求める。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 16 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 16 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、27 ページの照会に対して、32 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、28 ページをご覧ください。寺町地区で作成されている人・農地プランに基づいて、プランの担い手である、株式会社●●●●に、農地 24 筆、33,852 m<sup>2</sup>を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 審議を求める。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議 長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

（事務局 一般報告）

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は、7 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 601 会議室で総会を開催する予定です。以上で令和元年度第 3 回農業委員会総会を終了します。